

アイヌ民族多住都市におけるアイヌ政策の展開

—— 北海道札幌市の事例を通して ——

新 藤 慶

The Policies for Ainu Peoples in the City with Many Ainu Residents:

—— A Case Study of Sapporo City, Hokkaido Prefecture ——

Kei SHINDO

アイヌ民族多住都市におけるアイヌ政策の展開

—— 北海道札幌市の事例を通して ——

新 藤 慶

群馬大学教育学部学校教育講座

(2016年9月30日受理)

The Policies for Ainu Peoples in the City with Many Ainu Residents: A Case Study of Sapporo City, Hokkaido Prefecture

Kei SHINDO

Department of Education, Faculty of Education, Gunma University

(Accepted September 30th, 2016)

1 はじめに

先住民族の権利向上をめぐる動きは、国内外で強まっている。「先住民」という言葉は、1980年代から使用され始めたといわれる。そこでは、先住民族の人々の権利向上を目指す運動の高まりが背景に存在すると指摘される(窪田2009)。

このような先住民族自身の権利向上を求める運動の国際的な高まりは、「国際先住民年」(1993年)、「世界の先住民の国際10年」(1995～2004年)、「第二次世界の先住民の国際10年」(2005～2014年)と国連における先住民の権利保障を進める動きにつながった。その一つの集大成として、2007年には「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択された。

一方、国内に目を転じると、アイヌ民族の存在が注目されてきた。しかし、アイヌ民族については、「北海道旧土人保護法」(1899～1997年)に代表されるように、アイヌ民族の伝統的な生活や生業のあり方への配慮が不十分なまま、農業を中心とした生業を強いるなど、和人への同化を基本とした政策が進められてきた。当然ながら、アイヌ民族からは、これらのアイヌ政策に対する反対運動が起こされており、特に1960年代後半以降、その運動がより高まって

きたとされる(東村1995)。これらの運動では、「北海道旧土人保護法」の廃止と、それに代わる「アイヌ新法」の制定が求められてきた。その成果がようやく実を結んだのは、1997年の「アイヌ文化振興法」の制定である。これによって、アイヌ民族が独自の伝統や文化を持つ民族であることが確認された(佐藤2015)。

さらに、国連での「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を受ける形で、翌2008年には、衆参両院で「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」が全会一致で採択された。ここでは、「本年(2008年——新藤注)七月に、環境サミットとも言われるG8サミットが、自然との共生と根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催される」(アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議)ことが予定されており、国際社会からの注目が集まったという事情も考えられる。しかし、この決議を受け、国レベルでも、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」(2008～2009年)の設置と報告書の作成、さらに「アイヌ政策推進会議」(2011年～)の設置により、アイヌ政策が進められる状況になっている。

一方、アイヌ政策は国レベルだけではなく、北海道のレベル、あるいは市町村のレベルでも進められ

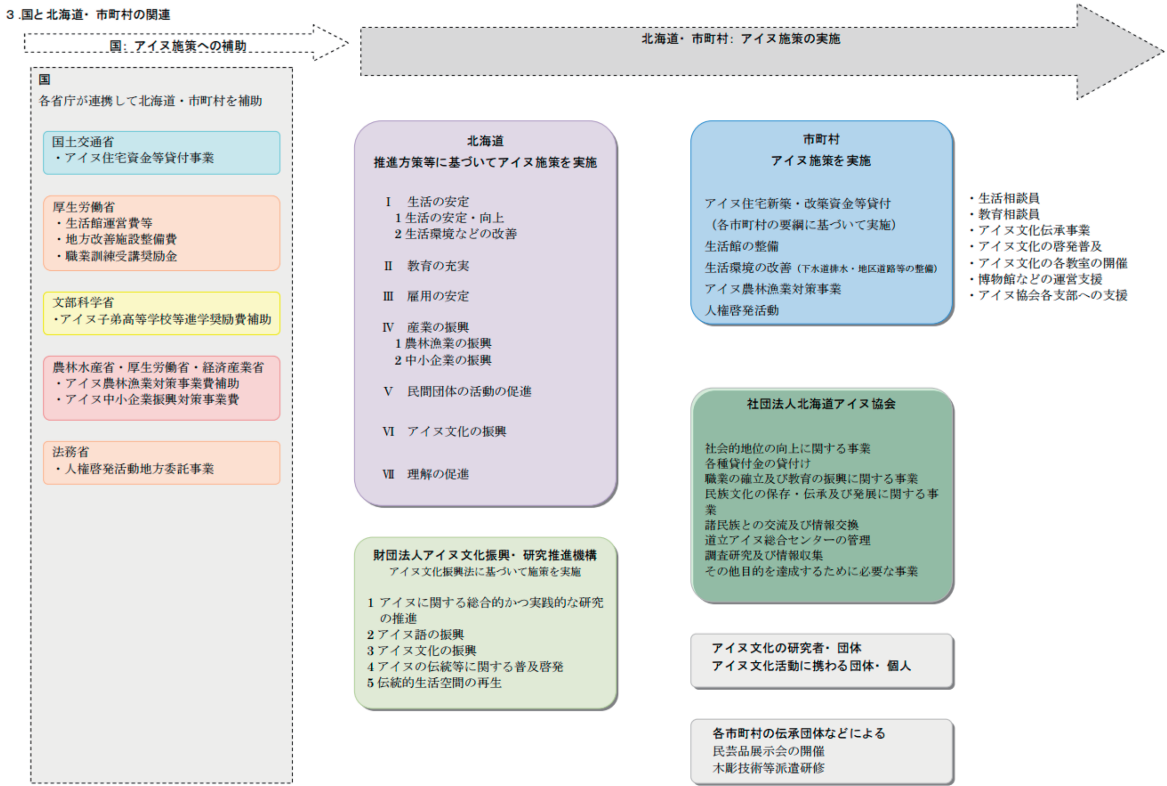


図1 アイヌ政策をめぐる国・道・市町村の関係(札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課, 2009a)

ている。図1に掲げるように、基本的には国レベルのアイヌ政策の進行を前提としているが、これを実際には、道、市町村、さらには、アイヌ文化振興法を受けて設置された財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構や、アイヌ民族の権利向上に努めてきたアイヌ協会などによって具体化していくことが求められる。さらに、地方自治体では、それぞれの地域に応じて必要なアイヌ政策を実施していくという役割も期待される。これらの点で、地方自治体のアイヌ政策の状況を検討することには一定の意義があると考えられる。

そこで本稿では、アイヌ民族多住地域のなかでも、北海道札幌市を対象に、アイヌ政策の展開をみることで、地方自治体におけるアイヌ政策の到達点と、今後のあり方について確認することを目的とする。札幌市を対象に選んだ理由は、以下の3点である。

第1に、文字通りアイヌ民族多住地域といえるからである。少しデータが古いが、2008年の北海道

ウタリ協会(当時)の各支部(ほぼ市町村の範囲で設定されるが、一部例外あり)別の会員数をみると、もっとも多いのが白老支部の312名であり、次いで多かったのが札幌支部の275名である(山崎2010:8)。この点で、アイヌ民族多住地域の状況を、札幌市を事例として検討することができると考えられる。

第2に、アイヌ民族多住地域のなかでも、「都市」という側面に注目したいからである。ここで札幌市が「都市」だといった場合、そこで主に意味しているのは、「他地域から流入してきたアイヌ民族が多い」ということを想定している。たとえば、『新札幌市史』には、次のような記述がある。

(昭和——新藤注) 三十年代後半の高度経済成長期以降、北海道においても全道各地の炭鉱・農漁村から都市部へ人々が就学・就職の機会を求めて集中し始めた。これによって、アイヌ民族が生

活基盤としていた農漁村においても例外ではなく、過疎化の進行に一層拍車がかかり、アイヌの人々が故郷を去って札幌をはじめとする都市部へ生活手段を求めて移動せざるを得なくなった。(札幌市教育委員会編 2002 : 736)

アイヌ民族に限らず、現在の札幌市の一般住民のなかでも、札幌市以外から流入している者は少なくないと考えられる。そのことが、後に触れる「札幌市アイヌ施策推進計画」(2010年)でも、「札幌市の場合、アイヌ民族が市内分散して居住しており、地域におけるつながりが希薄」(札幌市 2010 : 13)と指摘される状況をもたらしている。また、この点について、このアイヌ施策推進計画を策定するためのアイヌ施策推進計画検討委員会の会議の場でも、アイヌ民族の委員から、「地域の人々とのつながり等の機会を持つことができずというふうにした方がいい」(札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課 2010 : 10)と意見が出されるような状況もみられた。一般的に、農山漁村と都市とを比較した場合、都市部の人間関係の方が希薄だといわれる。しかし、その点に加え、アイヌ民族であるがゆえに、ただでさえ希薄になりがちな都市部の人間関係にさらに加わりにくいという経験をしている者も少なくないことがうかがえる。

さらに第3に、特に2008年の国会決議以降のアイヌ政策に関する資料が、市のホームページで充実しており、現在の札幌市のアイヌ政策の状況を把握するうえでは好都合だと考えられたからである。

それでは、以下、札幌市におけるアイヌ政策の展開過程の概要(2節)、アイヌ政策をめぐる検討状況(3節)、近年のアイヌ政策と財政状況(4節)を確認し、最後に知見の取りまとめを行う。

2 札幌市におけるアイヌ政策の展開過程の概要

2.1 第1期——生活基盤整備期

札幌市のアイヌ政策の展開過程を概観すると、おおよそ4つの時期に区分できる。戦前・戦中は

1899年の北海道旧土人保護法と1936年の旭川市旧土人保護地処分法が、法レベルでアイヌ政策を根拠づけるものとなっていた。しかし、戦後は、国、道のレベルでも、いくつかのアイヌ政策が実施されるようになった。その概要は、表1にまとめた通りである。

戦後のアイヌ政策の嚆矢といえるのが、1961(昭和36)年から始まった不良環境地区対策である。これは、「全国的な政策で、同和地区や都市のスラム地区の住宅や生活環境の改善を目指したもので」、「北海道では、アイヌ部落や炭鉱地区が対象となった」(小内 2013 : 4)ものである。財源としては、厚生省予算の「地方改善施設整備費補助金の中に、『ウタリ福祉対策費』が計上されたこと」(井之口 2014 : 30)を根拠としている。これに基づき、アイヌ民族が集住する地域に、生活館や共同浴場を整備したりするなどの取り組みが進められた(札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課 2009a)。「生活館は、集会場、生活上の相談、生業の指導、授産事業、技術指導、託児事業、健康診断その他診療業務、図書室の設置等の多目的な活用を提供する場所」(札幌市教育委員会編 2002 : 735-6)である。この文脈から察せられるように、アイヌ政策としての位置づけを持っているが、「今日では事業としてのアイヌという文脈は薄まり、広く地域住民の生活と福祉の向上に資するコミュニティ施設のひとつとして位置付けられている」(森 2012 : 32)という評価もなされている¹⁾。

また、この不良環境地区対策のための調査を実施したことがきっかけで、北海道アイヌ協会が再建されている(小内 2013 : 4)。北海道アイヌ協会は、1946(昭和21)年に結成され、北海道旧土人保護法の改正や農地改革法の適用除外を求めるなどの活動を精力的に行っていたが、「(昭和——新藤注)二十三年のアイヌ協会総会以後、記録に残るような活動はほとんど見られない」(札幌市教育委員会編 2002 : 734)という状況であった。その北海道アイヌ協会が、不良環境地区対策をきっかけに、名称を北海道ウタリ協会と改め、活動を再開することとなった。この点で、アイヌ政策の実施とアイヌ協会

表1 札幌市におけるアイヌ政策の展開

| | 年 | 事 項 |
|--------------------|-------|--|
| 前史 | 1899年 | ◎北海道旧土人保護法制定 |
| | 1936年 | ◎旭川市旧土人保護地処分法制定 |
| 第1期 生活基盤 整備期 | 1961年 | ◎○厚生省（当時）が地方改善施設整備費補助金のなかに「ウタリ福祉対策費」を計上。 国と道による不良環境地区対策の対象にアイヌ部落と炭鉱地区を設定。 |
| | 1971年 | ◇北海道ウタリ協会札幌支部結成 |
| | 1974年 | ○北海道ウタリ福祉対策開始 |
| | 1977年 | ●札幌市ウタリ住宅新築資金等貸付要項制定 |
| | 1978年 | ●札幌市生活相談員制度発足 ●札幌市生活館設置 |
| | 1981年 | ●札幌市教育相談員制度発足 |
| 第2期 文化振興期 | 1993年 | ◆国際先住民年 |
| | 1994年 | ●第1回インカルシペ・アイヌ民族文化祭開催（札幌市） ●札幌市ウタリ主幹設置 |
| | 1995年 | ◆世界の先住民の国際10年（～2004年） |
| | 1997年 | ◎アイヌ文化振興法制定 |
| | 1998年 | ●札幌市ウタリ主幹をアイヌ施策担当課長に改称 |
| | 2003年 | ●札幌市アイヌ施策課設置 ●札幌市アイヌ文化交流センター開設 |
| 第3期 政策策定期 | 2005年 | ◆第二次世界の先住民の国際10年（～2014年） |
| | 2007年 | ◆国連総会において「先住民の権利に関する国際連合宣言」採択 |
| | 2008年 | ◎アイヌ民族を先住民とすることを求める決議が衆参両院にて採択 |
| | 2009年 | ●札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会設置 |
| | 2010年 | ●札幌市アイヌ施策推進計画策定 |
| 第4期 政策推進期 | 2012年 | ●札幌市アイヌ施策推進委員会設置 ●アイヌアートモニュメント設置検討会議設置（2013年まで4回開催） |
| | 2014年 | ●アイヌアートモニュメントを札幌市役所1階とJRタワー1階に設置 |
| | 2015年 | ●札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付運用検討委員会設置（同年中に3回開催） |

注) 1. 「◎」は国レベル、「○」は道レベル、「●」は札幌市レベル、「◆」は世界レベル、「◇」はその他の動き。

2. 札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課（2009b）をもとに作成。

の活動は、車の両輪のような形態をとっている。

そのことは、札幌市のアイヌ政策についてもあてはまる。札幌市のアイヌ政策がスタートしたのは、1977（昭和52）年の札幌市ウタリ住宅新築資金等貸付要項の制定である。これは、アイヌ民族が住宅や土地の購入などを行う場合に低利で融資を受けられるというもので、札幌市を含め、現在も多くのアイヌ民族多住地域で実施されている政策である。この政策に先立つ1971（昭和46）年、北海道ウタリ協会札幌支部が発足している。このウタリ協会札幌支部の発足により、札幌市に居住するアイヌ民族の声をまとめて市に伝えることが可能となり、これを受けの形で札幌市のアイヌ政策も進むようになった

ものと捉えられる。なお、ウタリ協会札幌支部の窓口は、発足当時は市の秘書室に置かれた²⁾。

さらに、翌1978（昭和53）年には、生活相談員制度と生活館が設置された。生活相談員とは、アイヌ民族の人々の生活相談に対応する職員である。1980（昭和55）年度の実績報告をみると、「市内在住ウタリの家庭訪問125件、職場訪問4件、実態調査25件、窓口相談1件、支部入会相談15件、入院助産相談3件（適用2件）、保育園入園相談3件、長欠児関係1件（登校）、家出相談2件、修学相談1件、結婚相談1件、入院関係（付添い）7件、老人訪問1件、児童扶養手当1件、公務手続3件、交通事故1件、立退き1件、生活保護5件（適用4件）、

経営相談1件、負債相談1件、相談件数合計202件と、都市型ウタリ対策の『よろず相談』窓口として親身に相談業務を一人でこなしている実態が浮かび上がってくる」（札幌市教育委員会編 2005：595）と紹介されている。なお、1978（昭和53）年の制度発足時には非常勤職員1名の配置であったが、1985（昭和60）年には、もう一人増員され、2名体制となった（札幌市教育委員会編 2005：595）。

生活館の概要については先述の通りであるが、1977（昭和52）年には当時の板垣武四市長に、ウタリ協会札幌支部から生活館の建設要望書が出されている。これを受ける形で、翌1978（昭和53）年に、市内白石区に生活館がオープンすることとなった。生活館の開館に伴い、ウタリ協会札幌支部の事務局も、生活館に開設された。生活館の運営費は、北海道を通じて国費から1/2が補助され、札幌市で1/2を負担している（札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課 2009c：8）。

さらに、1981（昭和56）年には、教育相談員制度が発足した。これは、「きめ細かな進学・就職指導を行うことを重点とした」（札幌市教育委員会編 2005：595）ものである。1983（昭和58）年度の実績報告によると、「学校訪問15件（在学中の子供たちが卒業後、進学または訓練校など、何を希望しているのか知るため）、家庭訪問92件（家庭内暴力・万引き・シンナー遊びなど）、電話相談42件（奨学資金相談や夜間自宅まで出張相談依頼多い）、来館相談42件（生活館では相談しにくい自宅まで出張訪問希望者が多いのが現状）、教育対策を進める（夏キャンプ研修会、冬山研修会）などが報告されている」（札幌市教育委員会編 2005：596）。また、「日曜学習会」といったアイヌ民族の子どもたちの学習会活動の支援も行われている（札幌市教育委員会編 2005：596）。

このように、ウタリ協会札幌支部の発足を契機に、生活館の設置や相談員の配置が行われたのが、この第1期だと捉えられる。この点で、この時期は「生活基盤整備期」と捉えることができるだろう。

2.2 第2期——文化振興期

次に、札幌市のアイヌ政策に動きが生じるのは、1994（平成6）年の第1回インカルシペ・アイヌ民族文化祭の実施と、これに対する支援である。このインカルシペ・アイヌ民族文化祭は、ウタリ協会札幌支部の主催で、パウレアイヌ（アイヌの若者）の集い、民族楽器のムックリ、トンコリの大会などから構成されている³⁾。

さらに、2003（平成15）年には、札幌市南区に、札幌市アイヌ文化交流センター（サッポロピリカコタン）が開設された。「この施設は、北の大地に先住し独特の文化を育ててきたアイヌ民族の生活や歴史、文化などを楽しみながら学び、理解を深めていただくことを目的として⁴⁾」いる。ただし、市の担当者からは、「平成15年には、札幌市生活館の代替施設として、また、アイヌ民族と市民の交流促進、アイヌ文化の保存、伝承と創造の場として札幌市アイヌ文化交流センター、サッポロピリカコタンを建設し、復元生活民具の展示や、北海道アイヌ協会札幌支部の支援を受けながら、アイヌ文化体験講座やアイヌ文化に関する月間イベントなどを実施し、アイヌ伝統文化活動を推進する事業を行っております」（札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課 2009c：12）と説明されている。つまり、アイヌ民族の生活・歴史・文化を伝え、アイヌ民族への理解を深める場であるとともに、従来置かれていた生活館の機能を、このアイヌ文化交流センターに移すことにもなった。従来置かれていた白石区の生活館は、2004（平成16）年に、生活館から共同利用館と名称を改め、現在も利用されている（札幌市 2010：16）。

この「新生活館」については、ウタリ協会札幌支部からの要望があった。その理由は、「市生活館の老朽化」であり、ウタリ協会札幌支部は、「新生活館」の建設を求める陳情を1992（平成4）年と1995（平成7）年に提出している（札幌市教育委員会編 2005：606）。2回目の陳情が市議会で採択され、札幌市アイヌ文化交流センターの設置につながった。

さらに、行政組織の面では、1994（平成6）年にウタリ担当主幹が新設され、これが、1998（平成

10)年にはアイヌ施策担当課長と改められた。さらに、札幌市アイヌ文化交流センターが開館した2003(平成15)年に、アイヌ施策課が、市民局生活文化部(当時)に設置されることとなった。これについては、1991(平成3)年に、「アイヌ民族対策のための部局設置に関する陳情」がアイヌ協会札幌支部から出されている(札幌市教育委員会編2005:601)こととの関わりが考えられる。このときは、審議未了で廃案となったが、この「部局設置」の要望は、この後も継続して出されたものと捉えられる。その結果、市からも、「(アイヌ政策については——新藤注)これまでのように福祉対策だけではなく、民族対策を含んだ要望を聞き、積極的に進めていきたい」というメッセージがウタリ協会札幌支部へも伝えられるような状況となり⁵⁾、担当官の配置、さらにアイヌ施策課の設置が実現された。

これらのウタリ協会札幌支部の要望や、札幌市のアイヌ政策実現を促す流れとして、1993(平成5)年の「国際先住民年」や、1995(平成7)年からの「世界の先住民の国際10年」といった国際的な先住民の権利向上の動向、さらに、1997(平成9)年のアイヌ文化振興法の制定といった国内の動きが関わりを持っているものと考えられる。第1期が、福祉政策の枠組みのなかで生活基盤の確立が進められたのに対し、第2期では、文化を核にしたアイヌ政策の進展が図られたという点で、文化振興期と捉えら

れるのではないだろうか。

2.3 第3期——政策策定期

冒頭でも触れたが、2005(平成17)年に第二次世界の先住民の国際10年が始められたところから、国内外の先住民の権利保障の動きがさらに加速する。そして、2007(平成19)年には国連総会において「先住民の権利に関する国際連合宣言」が採択され、これを受ける形で2008(平成20)年には、日本の国会でも、衆参両院で「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」が、全会一致で採択されることとなった。

これを受け、目指されたのが「札幌市アイヌ施策推進計画」の策定であり、そのために設置されたのが札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会である。この委員会は、2009(平成21)年7月に第1回が開かれ、その後、2010(平成22)年2月までに6回の委員会が開催された。主な議事の内容は、表2の通りである。委員は10名からなり、北海道アイヌ協会札幌支部から支部長・副支部長・事務局長、研究・教育関係では、北海道大学アイヌ・先住民研究センター長、札幌大学文化学部長、札幌市立小学校長、さらに弁護士で札幌人権擁護協議会会長、経済界から札幌商工会議所理事・事務局長、そして公募委員2名という構成となっている。委員長は、北海道大学アイヌ・先住民研究センター長が務めた。

表2 札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会の開催経過

| | 開催年月日 | 議 事 |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 2009年7月3日 | ・委員長の選任 ・アイヌ民族に関する国・北海道・市町村の施策について ・委員会の日程について |
| 第2回 | 2009年8月5日 | ・アイヌ民族の方々の意見陳述 ・アイヌ民族の方々と委員の方々との意見交換 |
| 第3回 | 2009年11月19日 | ・課題の整理 ・札幌市のアイヌ施策の体系についての検討 |
| 第4回 | 2009年12月17日 | ・課題と施策についての検討 ・委員会報告書素案の検討 |
| 第5回 | 2010年1月27日 | ・課題と施策についての検討 ・委員会報告書素案の検討 |
| 第6回 | 2010年2月15日 | ・委員会報告書のとりまとめ |

注) 札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会(2010)より作成。

ここでまとめられた札幌市アイヌ施策推進計画の項目は、表3の通りである。アイヌ民族の歴史的経緯や現在の生活実態などを踏まえたうえで、「施策目標」として「市民理解の促進」「伝統文化の保存・継承・振興」「生活関連施策の推進」の3つを掲げている。ここでまとめられた推進計画に沿って、現在の札幌市のアイヌ政策は実施されていると捉えられる。なお、この検討委員会の検討事項については、次節でも触れることとしたい。

表3 札幌市アイヌ施策推進計画の項目

| | |
|------|---|
| はじめに | |
| 第1 | アイヌ民族にかかわる歴史的経緯 |
| 1 | アイヌ民族の先住民族としての歴史 |
| 2 | 近世以降の歴史的経緯 |
| 第2 | アイヌ民族の現状と最近の動き |
| 1 | アイヌ民族の生活・教育等の状況 |
| (1) | 北海道を中心とする生活関連施策 |
| (2) | アイヌ民族の生活実態 |
| 2 | アイヌ民族の伝統文化の保存、継承、振興等（アイヌ文化振興法と文化振興施策） |
| 3 | アイヌ民族を取り巻く最近の動き |
| (1) | 先住民族の権利に関する国連宣言 |
| (2) | アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議 |
| (3) | アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告 |
| (4) | アイヌ政策推進会議の設置 |
| 第3 | 札幌市が推進する施策 |
| 1 | 札幌市アイヌ施策推進計画の目的： アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現 |
| 2 | 計画の体系 |
| 3 | 施策目標と推進施策 |
| (1) | 施策目標1：市民理解の促進 |
| ア | 推進施策1：伝統文化の啓発活動の推進 |
| イ | 推進施策2：教育等による市民理解の促進 |
| (2) | 施策目標2：伝統文化の保存・継承・振興 |
| ア | 推進施策1：アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進 |
| イ | 推進施策2：伝統文化活動の推進 |
| (3) | 施策目標3：生活関連施策の推進 |
| ア | 推進施策1：産業振興等の推進 |
| イ | 推進施策2：生活環境等の整備 |
| (4) | 国の立法等の動向と関連する施策 |
| 4 | 計画の推進 |
| (1) | 全庁的な推進体制 |
| (2) | 計画の進行管理等 |

注) 札幌市（2010）より作成。

2.4 第4期——政策推進期

前項で触れたアイヌ施策推進計画検討委員会の第2回で、委員外のメンバーとして関わっていたアイ

ヌ民族の出席者が、「この後、審議会の常設フォーラムみたいなものを必ず作っていただきたい。この報告書だけではなく、今後、そういったことを検討していくフォーラムを作っていただければと思います」（札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課 2009d：31）と発言している。この発言だけが影響があったわけではないかもしれないが、札幌市アイヌ施策推進基本計画が策定された後の2012（平成24）年3月、新たにアイヌ施策推進委員会が設置された。この委員会は、「計画の推進状況を札幌市がしっかりとやっているかどうかを検証していただくと同時に、さらに見直し、新たな施策をいろいろな面で議論いただいて、札幌市のアイヌ施策をしっかりと進めるに当たって貴重なご意見をいただきたい」（札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課 2012：2）と説明されているように、アイヌ施策推進計画の実施状況のチェックと、新たな取り組みの提案を目的としている。

委員は「10名程度」とされ、「アイヌ民族関係者、学識関係者、人権擁護関係者、教育関係者、公募に応じた市民その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する」（札幌市アイヌ施策推進委員会設置要綱第3条）と規定されている。具体的には、札幌アイヌ協会（北海道アイヌ協会札幌支部から組織変更）の会長・副会長・事務局長、北海道大学アイヌ・先住民研究センター長、札幌大学副学長、札幌人権擁護協議会会長（弁護士）、札幌市立小学校長、サッポロビール株式会社北海道本社副代表、それに2名の公募委員から構成されている。委員長は、アイヌ施策推進計画検討委員会に引き続き、北海道大学アイヌ・先住民研究センター長が務めている。

札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会が9か月で6回開催されたのに比べ、こちらの推進委員会は年2～3回の開催となっており、委員の任期は3年、再任は妨げないとされている（札幌市アイヌ施策推進委員会設置要綱第3条）。

この第4期で注目される取り組みとして、次の2点を確認しておきたい。一つは、アイヌアートモニュメントの設置である。これは「施策目標1：市民理解の推進」の「推進施策1：伝統文化の啓発活動の

推進」に位置づけられるもので、一般市民や観光客など人通りの多い場所に、アイヌアートモニュメントを設置するというものである。2012（平成24）年にアイヌアートモニュメント設置検討会議が設けられ、翌2013（平成25）年までに4回の会議が開催された。委員は、北海道アイヌ協会札幌支部長、北海道大学准教授、札幌市立大学教授、北海道立近代美術館学芸副館長の4名から構成された。この会議での検討を経て、2014（平成26）年に、札幌市役所1階ロビーと札幌駅に隣接するJRタワーの1階コンコースに、それぞれアイヌ民族を象徴するモニュメント（タペストリー）が設置された。

もう一つは、札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付制度の見直しである。この制度は、第1期でも触れたように、1977（昭和52）年にスタートした、札幌市のアイヌ政策ではもっとも早く取り組まれたものである。アイヌ民族の住宅取得に関する資金の貸し付けを行うものであり、新築の場合は上限が760万円、償還期間25年、改修の場合は上限480万円、償還期間が15年、宅地取得の場合は上限590万円、償還期間が25年で、いずれも年利2%となっている。国費が1/8、道費が1/8で、残りの3/4を市が負担している（札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課2009c：8）。制度発足以来2015（平成27）年までに、この制度を利用した者は合計189名で、約17億8400万円を貸し付けている（札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付運用検討委員会2015：1）。しかし、「償還金の滞納が累積している」ことと、「近年、新規の貸し付け実績がないこと」（札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付運用検討委員会2015：2）の2つの問題点が指摘された。実際には、2011（平成23）年度の貸し付けが最後で、2012（平成24）年度以降、利用実績がなくなっていた。そのため、2015（平成27）年に札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付運用検討委員会が設置された。ここでは、北星学園大学教授、弁護士、住宅金融支援機構北海道支店副支店長の3名が委員として選ばれ、3回の会議を経て、意見書がまとめられた。

その結果、「借受人の年齢制限」（申込時20歳以上、完済時80歳未満）、「同居人の収入の合算」（合算で

きる者の条件を設定）、「違約金の徴収」、「重複保証・共保障」（重複保証・共保障を認めない代わりに、連帯保証人2名が確保できない場合は、十分な保証能力を確認したうえで1名であることも認める）、「連帯保証人の収入要件」（要件を設定）の5つの点について制度変更を行い、2016（平成28）年度から導入された⁶⁾。

以上のような流れで、札幌市のアイヌ政策は取り組まれてきた。それでは、このようなアイヌ政策のあり方は、どのような検討を経て実施されているのだろうか。第3期、第4期に設置された2つの委員会での議論をもとに、検討状況について概観してみたい。

3 札幌市におけるアイヌ政策をめぐる検討状況

3.1 アイヌ民族に関する教育

それでは、本節では2009（平成21）年に設置されたアイヌ施策推進計画検討委員会での検討を中心に、適宜、2012（平成24）年に設置されたアイヌ施策推進委員会の検討も取り入れながら、これらの委員会でも出された論点について、いくつか紹介していきたい。

まず確認できるのは教育に関わるものである。ここでは、アイヌ民族についての理解を高めるための教育の重要性が指摘されている。

札幌市では、アイヌ民族に関する学習として、「小学校4年生を対象として、アイヌの人々の生活と文化、歴史、現代社会との関係などについて学習しております。中学校では、3年間の学習の中で、地理や歴史、公民の授業の一環として、アイヌ語の地名や文化、歴史、平等権などについて学習しております。……現在、小学校におけるアイヌ民族に関する授業は、学習指導要領に基づき、札幌市小学校教育課程編成の手引（社会編）における『昔から今へと続くまちづくり』という学習の単元の中の4時間を、アイヌの人たちの生活と文化に充てております」（札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課2013：6）と説明されている。しかし、この「4年生

で年間4時間」という数字については、委員の間から、たとえば、以下のような意見が出されている。

時間数は不変なわけではないと思っています。一番多かった90年代には、12時間プラスアルファありました。それがゆとり教育の中でぐっと減ったのです。ところが、ゆとり教育自体が見直されてきた中で、相変わらず4時間で固定の不変というのはおかしいのではないかと私は思っています。(札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課2013:11)

これに対し、教育委員会の指導主事は、「どこかの部分だけ大幅にふやすということは、学習指導要領に基づいて学習内容を決めて進めておりますので、なかなか厳しい部分がございます」(札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課2013:13)と返答している。

また、小学校長からは、別の回の委員会で、次のように、教師の側の事情が語られている。

小学校の先生で(授業でアイヌ民族のことを―新藤注)扱うことに踏み出すのにちゅうちょしている現状にあります。なかなか難しい問題を含んでいるので、大きく取り上げて本当に伝えていくことができるのか、自分の調べたことが本当に正しい知識なのか、本当にアイヌ民族の方から見て事実を伝えていることになるかと、かなり難しく感じているのが現状です。(札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課2009c:15)

このように、教師自身がアイヌ民族に関する十分な理解を持っていないことが、授業においてアイヌ民族を扱うことを躊躇させる様子が指摘されている。札幌市教育委員会には、民族教育の担当指導主事が2名配置されており(札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課2009c:18)、教育委員会でも、民族教育に関する研修会や初任者向けにアイヌ文化等の民族教育の基礎を扱った研修も実施している。2014(平成26)年度実績では、民族教育に関する

研修会には学校関係者21名が参加、初任者向けの研修には56名が参加している(札幌市2015:7)。しかし、まだ多くの教師は、自信をもってアイヌ民族に関する授業を実施できる状況には到達できていないこともうかがえる。

一方、アイヌ民族に対する働きかけについても指摘されている。たとえば、「伝統文化の保存・継承・振興ですが、この中身を拝見すると、これはむしろ市民理解に関連することしか書かれていなくて、アイヌの方々自身の伝統文化の保存・継承であるべきなのですが、広く市民の理解とか市民交流を促進ということに終始しているような気がします。むしろ、アイヌの人たち、例えば若者をどういう風にして伝統文化の担い手として育成していくのかという視点ではあまり書かれていないような気がしました」(札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課2009e:16)との指摘がある。アイヌ民族の子どもたちに対するアイヌ学習の重要性も、ここで確認されている。

3.2 先住民族としてのアイヌ民族の扱い

2007(平成19)年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」以降、先住民族の権利が国際的に確立されるようになってきた。そのうえで、2008(平成20)年のアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議によって、日本においては、アイヌ民族が、先住民族としての権利を有することが確認されることになった。しかし、いざアイヌ民族に先住民族の権利が発生すると、これに対して「アイヌ民族などはない」という反発が生じたりもする。

このような状況について、委員の一人は次のように語っている。

アメリカのマイノリティーの場合もそうだと思いますが、血が一滴でも入ってしまえば、おまえはもう黒人だというふうに白人社会から押しやられてしまうわけです。アイヌの場合もそうだと思います。私が知っている限り、どちらかがアイヌのお父さん、お母さんであった場合には、ある意味、これまでの社会ではそういう烙印を押され

てしまうわけです。

ところが、いざ、アイヌが何人いるというときに和人の社会がいつも持ち出すのは、純血のアイヌはいないでしょうか、そういうふうには血の問題を逆に言うわけです。ですから、自分たちがその時々で全然違う対応をしておきながら、アイヌの側に自分たちの血統を証明せよということばかり要請するのです。それは非常に身勝手なことだというふうには私は常日ごろ考えております。(札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課 2009c : 23)。

先住民族の権利に関する国際連合宣言第33条では、「先住民族は、その慣習及び伝統に従って、自己の帰属または構成員を決定する権利を有する」と定められている。つまり、先住民族が誰であるのかは、先住民族に決定する権利がある、ということである。ところが、上記のように、アイヌ民族の差別と、権利の否認において、「血」の問題がダブルスタンダード的に扱われる問題がある。このような現状に対し、「先住民族の権利宣言をしっかりと背景にすべての事業をやっていただきたい」(札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課 2009c : 20) という意見も出される状況となっている。

3.3 生活関連施策のあり方

次に目につくのは、生活関連施策のあり方である。この点については、たとえば、以下のようなアイヌ民族の委員からの意見が出されている。

例えば、派遣労働者が大変だからこの人たちに住宅を提供しましょうとか、派遣労働者が大変だからこの人たちを臨時職員で札幌市で採用しましょうとか、日本人や一般の人に対する支援や応援というものがないというのがアイヌ民族に対しては全くなされていないというのが実態だと私は思います。……同和事業で大変なところはいろいろな施策をやるのです。これは、法律がなくたってやっているのです。一般の日本人に対して優しい支援、応援をしてアイヌ民族に対してやってくださいと言って

いるだけなのです。炭鉱の閉山のときだって、国鉄の解体のときだって、北海道や札幌市は優しい支援を日本人に対してしているのではないですか。どうしてこれをアイヌに対してできないのか。(札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課 2010 : 15-6)

ここでは、アイヌ民族を対象とした住宅供給や優先雇用が要求されている。これに対して委員長は、「ご意見はよくわかるのですが……、今ご指摘のあった優先雇用の問題、住宅の問題、年金等の問題については、札幌市単独で決定できるのではなくて、国の立法を、好むと好まざるとにかかわらず、前提にせざるを得ないものであるならば……、その中で札幌市としてやれることを協議機関において具体的に検討していくというまともになっているわけですが」(札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課 2010 : 17) と応じ、発言者の理解を得ている。

ここでは、「日本人」と「アイヌ民族」が対置されている点に、理解の難しさが存在している。「日本人」のなかには「アイヌ民族」も含まれるのであり、当然ながら、ここで指摘された「日本人」向けの政策は、条件が満たされれば、アイヌ民族であっても利用できるわけである。

しかし、発言のなかに「同和事業」という言葉が出てくるように、同和对策地区の住民を対象とした政策が行われたのと同様に、アイヌ民族を対象とした政策を実施すべきとの考えが示されている。この点は、委員会のなかではなかなか進展せず、具体的な施策には結びついていない。ただし、そういった要求をせざるをえない状況にアイヌ民族が置かれていることについては、一定の理解の共有がなされたとも捉えられる。

ここで取り上げた以外にもさまざまな論点が出され、その一部は具体的なアイヌ政策につながっている。ここで挙げた論点についても、教育関連については、子どもを含む一般市民向け、アイヌ民族向け双方の取り組みが、表3に掲げたアイヌ施策推進基本計画に位置付けられ、実施されるようになっていく。

4 近年の札幌市におけるアイヌ政策と財政状況

以上の検討などを通じて実施された近年の札幌市におけるアイヌ政策と財政状況について、ここで確認しておきたい。ここで用いるのは、アイヌ施策推進委員会で配布された各年度の「アイヌ施策課実施事業概要」である。これは、札幌市のアイヌ政策のなかでも、市民文化局市民生活部アイヌ施策課が所管している事業のみが掲載されているもので、他の部局でも、さまざまな取り組みが行われている。2015年度に行われた施策としては、以下のようなものが挙げられる。

- ・やまびこ座・こぐま座プロデュース人形劇公演（子ども未来局子ども育成部）
- ・シーニックバイウエイ推進事業（南区市民部）
- ・アシリチェブノミ保存伝承事業補助（観光文化局文化部）
- ・“イランカラプテ” ミュージック・フェスティバル（公益財団法人札幌国際プラザ“イランカラプテ” ミュージック・フェスティバル実行委員会）
- ・新採用職員へのアイヌ民族に関する人権意識の研修（総務局自治研修センター）
- ・札幌市民族教育に関する研修会（教育委員会学校教育部）
- ・初任者研修（教育委員会学校教育部）
- ・札幌市研究開発事業（研究課題）「アイヌ民族に関する教育」（教育委員会学校教育部）
- ・人権教育推進事業（教育委員会学校教育部）
- ・「生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク」（環境局環境都市推進部）
- ・さっぽろ市民カレッジ学社融合講座（教育委員会生涯学習部（公益財団法人札幌市生涯学習振興財団生涯学習センター指定管理事業））
- ・アイヌ教育相談員の配置（教育委員会学校教育部）

しかし、これらのアイヌ政策には詳しい予算を記し

た資料がそろえられなかったため、これ以降は、アイヌ施策課が所管する事業について検討を進めたい。

そこで、札幌市アイヌ施策推進委員会の資料として札幌市のホームページに掲載されている資料から抜き出した政策と予算額を表4にまとめた。予算額の記載の仕方が年度によって異なるので、十分な比較には耐えないかもしれないが、おおよその傾向を確認しておきたい。

第1に、もっとも大きな予算規模となっているのは「施策目標2：伝統文化の保存・継承・振興」の「推進施策（2）：伝統文化活動の推進」にある「①札幌市アイヌ文化交流センターの運営」である。これは、2013（平成25）年度でも46,398千円であったが、2016（平成28）年度には52,258千円となっており、2015（平成27）年度と比較しても5,305千円の増加となっている。アイヌ文化交流センターは、アイヌ民族の歴史と文化を一般市民に伝える場であるとともに、生活館の機能を備え、アイヌ民族の生活を支える拠点ともなっている。生活相談員のうち1名は白石区の共同利用館に配置されているが、もう1名はこのアイヌ文化交流センターの配置となっている。また、教育相談員についても、このアイヌ文化交流センターの配置となっている。

利用者数は、46,810人（2011（平成23）年度）、50,343人（2012（平成24）年度）、56,455人（2013（平成25）年度）、47,768人（2014（平成26）年度）、47,681人（2015（平成27）年度）と毎年5万人前後となっており、かなりの利用実績があるものと捉えられる。

第2に予算額が大きいのは、「施策目標3：生活関連施策の推進」の「推進施策（2）：生活環境等の整備」にある「①住宅新築資金等の貸付」である。ここには、数字が確認できる年は、すべて40,500千円の予算が計上されている。ただし、2.4でも確認したように、2012（平成24）年度以降の利用実績はない。そのため、アイヌ民族の委員からは、「本州に行ったら、市営住宅あるいは共同住宅といろいろな形であるわけですから、お金がない人に土地を買って家を建てるという制度はもうやめてもらいたい」（札幌市市

表 4 札幌市のアイヌ政策（アイヌ施策課所管事業）と予算額

| 政策名 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
|-------------------------------------|---------|---------|---------|-------------------|
| 施策目標 1：市民理解の促進 | | | 5,965 | |
| 推進施策(1)：伝統文化の啓発活動 | | | | |
| ①アイヌ民族に関する人権啓発と歴史・文化の紹介 | 2,097 | | | |
| ②インカルシペ・アイヌ民族文化祭の実施助成 | 939 | | | 939 (± 0) |
| ③アイヌ文化体験講座の実施 | 550 | | | 1,569 (+ 55) |
| ④アイヌ文化交流センターイベントの実施 | 560 | | | 672 (+ 17) |
| ⑤小中高校生団体体験プログラムの実施 | 1,568 | | | 5,740 (+ 2,756) |
| ⑥アイヌアートモニュメントの設置検討・継続設置 | 3,090 | 15,000 | | 324 (± 0) |
| ⑦公共空間を利用した情報発信 | 460 | | | 1,034 (+ 574) |
| ⑧(社)北海道アイヌ協会札幌支部への補助 | 1,200 | | | 1,200 (± 0) |
| ⑨アイヌ文化を感じられる空間の整備 | | | | 5,500 (± 0) |
| ⑩市民参加によるアイヌアートモニュメントの製作 (2016 年度新規) | | | | 1,200 (新規) |
| 推進施策(2)：教育等による市民理解の促進 | | | | |
| ①市新任課長研修の実施 | | | | 126 (- 50) |
| ②市新採用職員研修の実施 | | | | |
| ③市転任職員研修の実施 | | | | |
| ④出前講座の実施 (2014 年度新規) | | | | |
| 施策目標 2：伝統文化の保存・継承・振興 | | | 52,273 | |
| 推進施策(1)：アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進 | | | | |
| 推進施策(2)：伝統文化活動の推進 | | | | |
| ①札幌市アイヌ文化交流センターの運営 | 46,398 | | | 52,258 (+ 5,305) |
| ②イオル事業運営に対する協力 | 7,177 | | | 5,100 (- 220) |
| ③札幌市アイヌ文化交流センター屋外展示物(ポロチセ)の改修 | 8,000 | | | |
| 施策目標 3：生活関連施策の推進 | | | 47,519 | |
| 推進施策(1)：産業振興等の推進 | | | | |
| ①民芸品展示販売スペースの設置 | 700 | | | |
| ②工芸品の振興検討事業 | | | | |
| 推進施策(2)：生活環境等の整備 | | | | |
| ①住宅新築資金等の貸付 | 40,500 | 40,500 | | 40,500 (± 0) |
| ②アイヌ生活相談員の配置 | 4,844 | | | 5,982 (+ 154) |
| ③アイヌ民族の児童・生徒に対する学習支援 | 500 | | | 279 (- 212) |
| ④共同利用館の改修 (2016 年度新規) | | | | 16,500 (新規) |
| その他 | | | 7,454 | 9,462 (+ 4,295) |
| ①国のアイヌ政策推進会議への参加 | | | | |
| ②札幌市アイヌ施策推進委員会の運営 | 1,000 | 1,000 | | 805 (- 195) |

注) 1. 単位は千円。

2. それぞれの数字は、札幌市アイヌ施策推進委員会の会議資料より作成。ただし、2014 年度については、ホームページ上で公表されている予算の資料に予算額がほとんど入っていないため、その回の議事録からわかる範囲で数字を入れた。

3. 2016 年度の () 内は前年度比。

民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課 2013：7) といった発言が出される状況になっている。つまり、地価が決して安くはない札幌市においては、そこで無理に住宅を取得するというよりも、市営住宅等にアイヌ民族が優先的に入居できるような制度をつくってほしいとの意見である。3節でも触れたように、この種の意見は繰り返し出されているが、今のところ具体的な政策には結びついていない。

第3に、2016（平成28）年度の増額が著しいのが、「施策目標1：市民理解の促進」の「推進施策（1）：伝統文化の啓発活動」の「⑤小中高校生団体体験プログラムの実施」である。これが、前年度比2,756千円増の5,740千円となっている。これは、札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、小中高校生向けにアイヌ文化体験を行うプログラムである。2012（平成24）年度には市内の43校、2015（平成27）年度には市内の50校が利用するなど、少しずつ実績を伸ばしてきている。しかし、アイヌ文化交流センターは、札幌駅から車で40分以上かかるなど、決して交通の便がよい場所にあるとはいえない。そのため、アイヌ文化交流センターの近隣の学校に利用が限られてしまう傾向もある。そこで、このプログラムを利用する学校に対し、一部バス代の負担を行うための予算を計上した結果、上記のように予算が増加した。この予算増については、アイヌ施策推進委員会でも意見が出されたものであり、この予算増について委員からも「小中高校生団体体験プログラムの実施というところで、……このアイヌ施策推進委員会で話題になって話し合われたことが、……来年度の事業に反映されているということは、大変ありがたく、うれしく見させていただきました」（札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課 2016：8）と評価されている。このように、アイヌ施策推進委員会の議論が、具体的な政策へ反映される部分も見出される。なお、2016（平成28）年度には、このプログラムの利用目標を60校に設定している。

第4に、予算額は安定的に確保されている状況がうかがえる。数字が確認できる年度に限られるが、2013（平成25）年度は合計119,583千円、2015（平

成27）年度は113,211千円、そして2016（平成28）年度は149,190千円となっている。2016（平成28）年度については、「共同利用館の改修」など、イレギュラーな事業を含んでいることもあるので、この水準が継続されるかは不透明ではある。また、2点目で触れた住宅新築資金等貸付は、毎年4000万円が計上されているけれども、利用実績はほとんどない。そのことをふまえれば、ここで計上されている予算が、必ず十全に執行されているというわけでもない。しかし、いずれにしても毎年約1億2000万円から1億5000万円が、アイヌ施策課所管のアイヌ政策に投じられているということは、現状で十分とはいえないにしても、決して小さな規模の事業ではないと捉えられる。

5 まとめ

最後に、本稿の検討を通じて明らかになった知見について確認したい。

第1に、札幌市のアイヌ政策は、国内外の先住民族の権利向上の動きや、これらを受けたアイヌ民族による運動の展開によって促されていた。2節で確認されたように、第1期の生活基盤整備期は、北海道ウタリ協会札幌支部の設置と運動によって開始されていた。第2期の文化振興期は、国際先住民年やアイヌ文化振興法の制定が、第3期の政策策定期は、先住民族の権利に関する国際連合宣言や国会でのアイヌ民族が先住民族であることを求める決議を受けて取り組みが進められた。第4期も基本的には第3期と同じ流れだが、第3期で策定された計画の実施や発展を図るために常設のフォーラムの設置が求められており、これに符合するような形でアイヌ施策推進委員会が設置されることで、アイヌ政策が展開されていた。

第2に、委員会ではアイヌ政策に結びついた議論と、必ずしも結びついていない議論とが存在した。特に、教育についてはその重要性を指摘する声が多く、具体的な政策に結びついていた。最近でも、教育関連の予算が拡充されていることは、4節でも確認したとおりである。一方、生活関連での住宅供給

や優先雇用などについては、本稿で紹介した議論だけでなく、ほぼ毎回の委員会で提起される議論ではあるが、具体的なアイヌ政策にはなかなか結び付いていなかった。そこには、アイヌ民族の思いと、現状の法制度との間に大きな溝が存在していることが、政策化を難しくする一つの要因として見出される。ただし、こういう形で公の委員会に発言が記録され、公表されることにより、アイヌ民族の置かれた状況について一定程度理解が進んでいくことも期待できると思われる。

第3に、予算の面では、アイヌ政策は安定的な基盤を確保できていると捉えられる。2013（平成25）年度以降の状況をみると、アイヌ施策課所管事業だけで、年間1億2000万円から1億5000万円の予算が確保されていた。そのうち、約3割は、利用実績があまりない住宅新築資金等貸付制度の予算であり、すべてが使われているわけではない。また、この金額自体も決して十分とはいえないのかもしれない。しかし、年による大きな減額もなく、最近では予算が増加される傾向も見出される。この点は、2014（平成26）年に就任した秋元克広市長の公約に「アイヌ施策の推進」が含まれていることとも関連するのかもしれない⁷⁾。その点では、政治状況により、アイヌ政策のあり方も左右されることになる可能性もある。

ただし、札幌市では、その時々アイヌ民族の状況に応じた形で、アイヌ政策が進められてきた。2003（平成15）年に誕生したアイヌ文化交流センターが、アイヌ文化の発信だけでなく、生活館的機能を保持していることは、市外各地から集まったアイヌ民族の人々の交流拠点が必要とされるというアイヌ集住都市の状況を反映したものと捉えられる。また、市であることもあり、国や道の政策に基づかねば進められない事業も少なくはないが、政令指定都市としての規模を生かし、独自の取り組みも進められてきている。その点で、今後も地方自治体におけるアイヌ政策のモデルを示していくことも期待されるだろう。

【付記】

本稿は、2012～2015年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（A））（研究課題「先住民族の労働・生活・意識の変容と政策課題に関する実証的研究」、研究代表者・小内透、課題番号24243055）に基づく成果の一部である。

【注】

- 1) ただし、後述するように、札幌市では生活館が1館しか置かれていなかったため、「アイヌという文脈」は、相対的には強くなっていたものと考えられる。
 - 2) 札幌市市民文化局市民生活部アイヌ政策課資料（2016.9.6）より。
 - 3) 「インカルシベ・アイヌ民族文化祭」『まんまる新聞』2016年1月29日号（http://manmaru-sinbun.com/2016/01/post_23564.php, 2016.9.20 閲覧）。
 - 4) 「サッポロピリカコタン」（<http://www.city.sapporo.jp/shimin/pirka-kotan/shisetsu/index.html>, 2016.9.20 閲覧）。
 - 5) 札幌市市民文化局市民生活部アイヌ政策課資料（2016.9.6）より。
 - 6) 「札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付制度運用見直しの概要」（<http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/shisaku/documents/unyouminaoshinogaiyou.pdf>, 2016.9.21 閲覧）。なお、アイヌ施策課には、住宅新築資金等貸付制度担当として、新たに調整担当課長が置かれ、課長職が2名の体制になっている（2016年9月6日に行ったアイヌ施策課へのヒアリングより）。
- また、2016（平成28）年度では、「地下鉄南北線さっぽろ駅コンコース部（アイヌ文化を発信する空間を含む）整備構想」が中心的に取り組まれている（http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/shisaku/documents/seibi_koso_20160809.pdf, 2016.9.21 閲覧）。
- 7) 「市長公約関連事業の進捗状況について」（<https://www.city.sapporo.jp/city/mayor/interview/text/2015/20160201/documents/koyaku.pdf>, 2016.9.21 閲覧）。

【文献】

- 東村岳史, 1995, 「アイヌ民族復権運動前史——『空白期』の理解をめぐって」『国際開発研究フォーラム』3: 19-30.
- 井之口淳治, 2014, 「北海道におけるアイヌ政策」『開発こうほう』611: 30-3.
- 窪田幸子, 2009, 「普遍性と差異をめぐるポリティックス——先住民の人類学的研究」窪田幸子・野林厚志編『先住民

- とはだれか』世界思想社, 1-14.
- 森傑, 2012, 「生活館という文脈——北海道・新ひだか町」『建築雑誌』127(1628): 32.
- 小内透, 2013, 「問題の所在」小内透編著『調査と社会理論・研究報告書30 新ひだか町におけるアイヌ民族の現状と地域住民』北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室, 1-13.
- 札幌市, 2010, 「アイヌ施策推進基本計画」.
- , 2015, 「平成26年度札幌市アイヌ施策年次報告書」(<http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/suishin-iinkai/documents/27-1shiryou1.pdf>, 2016.9.21 閲覧).
- 札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付運用検討委員会, 2015, 「意見書」(<http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/suishin-iinkai/documents/27-2shiryou3-2.pdf>, 2016.9.20 閲覧).
- 札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会, 2010, 「報告書」(http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/keikaku/kentou-iinkai/documents/hokoku_bessi1.pdf, 2016.9.20 閲覧).
- 札幌市教育委員会編, 2002, 『新札幌市史 第5巻 通史5(上)』札幌市.
- 札幌市教育委員会編, 2005, 『新札幌市史 第5巻 通史5(下)』札幌市.
- 札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課, 2009a, 「アイヌ民族に関する国・北海道・市町村の施策」(http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/keikaku/kentou-iinkai/documents/01_shiry03.pdf, 2016.9.20 閲覧).
- , 2009b, 「これまでのアイヌ施策の経緯」(http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/keikaku/kentou-iinkai/documents/01_sankoshiry01.pdf, 2016.9.20 閲覧).
- , 2009c, 「第1回札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会議事録」(http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/keikaku/kentou-iinkai/documents/01_gijiroku.pdf, 2016.9.20 閲覧).
- , 2009d, 「第2回札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会議事録」(http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/keikaku/kentou-iinkai/documents/02_gijiroku.pdf, 2016.9.20 閲覧).
- , 2009e, 「第3回札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会議事録」(http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/keikaku/kentou-iinkai/documents/03_gijiroku.pdf, 2016.9.21 閲覧).
- , 2010, 「第5回札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会議事録」(http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/keikaku/kentou-iinkai/documents/05_gijiroku.pdf, 2016.9.20 閲覧).
- , 2012, 「第1回札幌市アイヌ施策推進委員会議事録」(http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/suishin-iinkai/documents/23-1gijiroku_20120313.pdf, 2016.9.20 閲覧).
- , 2013, 「平成25年度第2回札幌市アイヌ施策推進委員会議事録」(http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/suishin-iinkai/documents/25-2gijiroku_20131220.pdf, 2016.9.21 閲覧).
- , 2016, 「平成27年度第3回札幌市アイヌ施策推進委員会議事録」(http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/suishin-iinkai/documents/28_03_30_giziroku.pdf, 2016.9.21 閲覧).
- 佐藤成基, 2015, 「国民国家とシティズンシップの変容」宮島喬・佐藤成基・小ヶ谷千穂編『国際社会学』有斐閣, 13-30.
- 山崎幸司, 2010, 「調査対象の特性」小内透編著『北海道アイヌ民族生活実態調査報告 その1 現代アイヌの生活と意識——2008年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター, 7-18.

